

島根大学教育学部国文学会・会則

- 一、本会は、島根大学教育学部国文学会と称する。
- 二、本会は、国語学・国文学・漢文学・書道ならびに国語教育に関する研究をすすめ、あわせて会員相互の親睦をはかることを目的とする。
- 三、本会は、第二条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - 1 会報の発行。
 - 2 研究発表会の開催。
 - 3 研究誌の刊行。
 - 4 その他。
- 四、本会は、本学部言語教育専攻（国語教育コース）の担当教員・在学生・卒業生、その前身に当たる国語研究室の教員・卒業生・在校生、本学教育学研究科教科内容開発専攻言語系教育コース国語教育分野の在学生・卒業生、その前身に当たる国語教育専修の在学生・卒業生、及び入会を希望する者で構成する。
- 五、本会に、次の役員を置く。
 - 1 会長一名。
 - 2 運営委員若干名（教官・学生・卒業生で構成する）。
 - 3 委員は互選により、企画、運営、編集、会計及び監査の担当者を定める。

論文募集

『国語教育論叢』第二十五号の原稿を募集します。

一、内容：国語学、国文学、漢文学、書道・書写の研究。

国語教育に関する理論及び実践の研究。

一、枚数：四〇〇字詰原稿用紙四〇枚程度。

一、投稿締切：平成二十七年十月末日

なお、論文の掲載については、編集委員会にご一任願います。

宛先：松江市西川津町一〇六〇

（〒六九〇一八五〇四）

島根大学教育学部言語文化教育講座内
『国語教育論叢』編集委員会

- 六、会費は、年額二千円（学生は千五百円）とする。
- 七、本会は、毎年一回定例総会を開く。
- 八、本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月末日を以て終る。
- 九、本会の事務局は、本学部言語文化教育講座に置く。（平成二十年七月二十六日）